

①木造住宅建築促進事業補助金

1. 補助対象者 「大工・工務店」・「建築士」・「建築主」

※「大工・工務店」・「建築士」は市外事業者も交付対象。

※「建築主」は建設地が市内の場合に限り交付対象。

2. 交付棟数 100棟

3. 住宅要件

▽延床面積70m²以上の新築木造住宅で、構造材の80%以上(m³数量)が「松阪の木」を使用。

▽松阪の木 → 市内の市場等から調達した原木を市内製材工場で加工した製品

▽補助対象構造材→ 土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木

※上記構造材で80%に満たない場合、枠材、フローリング材、羽目板、外部デッキ材も含め、80%以上となれば補助対象(但し、補助金は構造材数量のみ対象)。

4. 補助金交付単価

【建設地/市内】

交付先	交付単価	
「大工・工務店」	対象建築部材数量 1m ³ あたり	10,000 円/m ³
「建築士」	対象建築部材数量 1m ³ あたり	10,000 円/m ³
「建築主」	対象建築部材数量 1m ³ あたり	10,000 円/m ³
「大工・工務店」「建築士」が同一時	対象建築部材数量 1m ³ あたり	15,000 円/m ³

【建設地/市外】

交付先	交付単価	
「大工・工務店」	対象建築部材数量 1m ³ あたり	8,000 円/m ³
「建築士」	対象建築部材数量 1m ³ あたり	8,000 円/m ³
「大工・工務店」「建築士」が同一時	対象建築部材数量 1m ³ あたり	12,000 円/m ³

※補助金額(構造材数量上限なし。小数点第二位切り捨て)

5. 申請・お問い合わせ先

▽松阪市林業支援センター (松阪市木の郷町1番地)

☎0598-60-2120

②松阪の木利用推進事業補助金

1. 補助対象者 「建築主」

2. 募集棟数 40棟

3. 住宅要件

▽松阪の木を使用した住宅で、「大工・工務店」「建築士」の両方、又はいずれかが市内事業者であること。

▽延床面積70m²以上の新築木造住宅で、構造材の80%以上(m³数量)が「松阪の木」を使用。

▽松阪の木 → 市内の市場等から調達した原木を松阪地区木材協同組合員の製材工場で加工した製品。

▽対象構造材 → 土台、大引、根太、通柱、管柱、間柱、筋交、梁、桁、束、棟木、母屋、垂木

※上記構造材で80%に満たない場合、枠材、フローリング材、羽目板、外部デッキ材も含め、80%以上となれば補助対象。

4. 補助金交付金額

補助対象	建設地	交付金額
建築主	市内	1棟あたり 200,000 円
	市外	1棟あたり 150,000 円

5. 申請・お問い合わせ先

▽顔の見える松阪の家づくり推進協議会事務局

(松阪地区木材協同組合スマッキー/松阪市木の郷町18番地)

☎0598-60-2222

大工・工務店



建築士



建築主



建築主

